

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から同年9月まで
② 平成3年10月から4年2月まで

A社に勤務するに当たり、社長と交渉の上でB長として給与は月43万円としたのを覚えている。

正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間②に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年3月31日）の後の同年11月5日付けで、3年10月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社における事業主及び元従業員11名の標準報酬月額についても、申立人と同様に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の元経理事務担当者は、「申立期間当時、当該事業所には社会保険料の滞納があり、社会保険事務所からの指導を受け、遡及して減額訂正処理を行ったようだ。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間①について、申立人は、「毎月43万円の給与をもらっていたの

で、その金額を標準報酬月額とすべきである。」と主張しているが、当該事業所は平成8年6月に解散している上、事業主も既に死亡していることから、申立期間①における申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、複数の元従業員に照会したものの当時の状況は不明である。

さらに、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無く、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 26 日から 3 年 1 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成 3 年 1 月 1 日とされているが、2 年 11 月 26 日から勤務していたので、被保険者資格取得日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社は、「申立期間当時、入社後の研修中は試用期間として社会保険には加入させず、（技能試験）合格後に資格取得手続を行っていた。」と回答している。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日（平成 3 年 1 月 1 日）の前後（2 年 1 月 1 日から 3 年 12 月 1 日まで）に被保険者資格を取得している元同僚のうち、雇用保険の記録が確認できた女性 32 名の全員について、雇用保険の資格取得日は厚生年金保険の資格取得日より 1 か月又は 2 か月前であることが確認できることから、A 社においては、申立期間当時、入社後の一定期間は厚生年金保険の被保険者資格を取得させない取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 1300

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月から 18 年 3 月まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間に、標準報酬月額が9万8,000円と記録されている期間があるが、預金明細表で確認できるとおり、報酬月額が9万8,000円に引き下げられたことはなく、実際に受けていた報酬月額と大きく異なっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成15年4月から同年9月までは30万円、同年10月から16年8月までは38万円、同年9月から41万円と記録されていたところ、17年10月12日付けで遡及して、15年9月から17年9月まで9万8,000円に引き下げられているとともに、同年10月26日付けの月額変更処理により改定された申立人の同年10月からの標準報酬月額(41万円)が、18年3月31日付けで、当該月額変更を取り消し、17年10月から18年3月まで9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の代表取締役及び取締役2名についても、申立人と同様に平成17年10月12日付け及び18年3月31日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る滞納処分票によると、申立期間当時の当該事業所は、社会保険料を滞納していたことが確認できるとともに、申立人は、当該事業所において経理事務を担当する総務部長(執行役員)として複数回にわたって滞納保険料の納付方法等について、社会保険事務所(当時)の担当者と交渉を行っていた記述が確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所の指導に基づき、上記の標準報酬月額の減額訂正に係る届出書の一部を自ら作成し、提出したことを認めている。

さらに、当該減額訂正処理に係る役員報酬の減額に関する取締役会議事録によると、申立人は同議事録に、執行役員として記名捺印していることが確認できる。

以上のことから、申立人は、事業主から滞納社会保険料の処理に係る一定の権限を付与され、事業主の委任を受けて当該事務を執行していたことがうかがえる上、標準報酬月額の当該減額訂正処理に同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情等を含めて総合的に判断すると、申立人は、当該事業所において事業主及び取締役のいずれの職にも就いていなかったものの、当該事務の執行に当たっていた申立人が自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。